

外などところからヒントが得られた。M I H O MUSEUM蔵「鶏を銜える山猫のリュトン」のアラム文字銘文が、カルシヤという単位を用いて記されていることが判明したが、単位カルシヤを用いる銀器の出土例はウラルやシベリアなど北方のみであり、字体もバルティアのニサ陶片文書(前一世紀)よりは古いことから、アルシヤク一世の属した集団も、これらの文化背景を持っていた可能性がある。

ローマとは比ぶべくもないが、それでもバルティアは周辺にとつては大国であり、周縁の小国から得られる情報も貴重である。東京国立博物館蔵「こぶ牛の銀皿」に刻された中期ベルシア語銘文は、紀元前一世紀ベルシス(ベルシア本土)の小王朝のもとの書記法が部分的にはバルティア語書記法より先んじている面もあることを示す。エリユマイス王国タンゲ・ボターン(偶像の峽)の浮彫は、このような辺境でもヘラクレス像が彫られるなどギリシア文化の浸透の深さを示している。

エデッサを中心として小王朝オスロエネは、古シリア語・古シリア文字文化がバルティア時代に生まれた地である。古代オリ

エント博物館隊が発掘したテル・ミシヨルフエの石製品に記された古シリア語銘文は、種類としても稀で、しかも発掘品として価値が高い。

まともにかえて、以下のことを指摘しておく。バルティアは、ユーラシア西端の国(ローマ)とも東端の国(漢)とも国家間交渉を持った最初の国であり、またいわゆる古代メソポタミア文明が姿を消した時代に栄えた。このような国・時代であるから、時間的にも空間的にも多様な視点が必要である。とくに、前二世紀頃以降のさまざまな集団が自立し、文字も各地で分化していたが、ローマ側と比較してバルティア側では、多様性が比較的保たれた。現在にいたるまでの西イラン・シリアにかけての状況を生んだ要因の一つとなつたのではないか。

二〇二二年度

史学研究会大会・総会の記録

史学研究会の二〇二二年度大会・総会は、一月二日(金)一三時から一七時半まで、京都大学文学部第三講義室において開催された。

総会では、上原真人理事長による挨拶の後、根津由喜夫氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がなされた。

庶務(井谷銅造常務理事)からは、役員交代、その他について報告があり、来年度の例会は四月二〇日(土曜日)に「移動」をテーマとして開催することが案内された。

編集(小山哲常務理事)からは、「史林」の刊行について報告があった。

会計(米家泰作常務理事)からは、二〇二二年度予算の紹介、その他の報告があった。

広報(高嶋航常務理事)からは、広報関係について報告があった。

これに引き続き、公開講演が行われた。講演は次の二本であった。

夫馬 進氏

「東アジア交流史上における朝鮮洪大容の北京旅行とその後」

春田 晴郎氏

「バルティア史研究から分かること」

講演者紹介と司会は、それぞれ高嶋航常務理事と井谷銅造常務理事がつとめた。講

演内容は本号に掲載されているので参照されたい。本年も盛況で、約一五〇名の参加者を得ることができた。

公開講演ののち、杉山正明理事が閉会の辞を述べ、引き続き文学部地下大会議室にて懇親会を開催した。

(文責 井谷鋼造)

史学研究会会則

(二〇一〇年一月二日改正)

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が集まり、史学・地理学・考古学に関する研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1. 総会・大会・例会等の会合

2. 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内
(内常務理事四名)、監事二名、評議員
四〇名以上六〇名以内、委員若干名

第六条 役員は理事会及び評議員会によって選出され、総会の承認を受けるものと

する。理事長は本会を代表し、会務を統括し、会員総会、理事会及び評議員会を招集する。理事は理事会を構成し、会務を処理する。とくに常務理事は、庶務・編集・会計・広報の各事務を担当する。監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より囑託され、編集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員の任期は、委員(任期一年)を除き、二年とする。但し、再任をさまたげない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同する者をもって会員とする。会員は次の二種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、かつこれに投稿し、また総会に参加することができ。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時

(2) 会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前納するものとする。会費の納入を二年分怠った時、雑誌の送付を停止される。さらに一年間会費の納入を行わない場合、会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還しない。ただし一年分を超えて前納している場合には、一年分を超える部分を返還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適宜例会を開く。会場等はその度にこれを定める。

第十五条 毎年秋季において総会を開き、会務の報告を行ない、承認を受ける。

第十六条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。会費は誌代を以てこれにあて。

第十七条 本会の会計年度は四月に始まり、翌年三月に終わる。

附則 本会則の変更は、会員総会の決議によるものとする。

但し会務執行に必要な細則及び物価変動に基づく会費金額の変更は理事会がこれを行う。